

壬生町立羽生田小学校 いじめ防止基本方針

(平成26年1月8日策定)

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめが全児童に関係する問題であることを踏まえ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう対策を講じる。さらに、すべての児童がいじめを行うことなく、また行われることのないように児童理解を深めていく。また、いじめを受けた児童の生命及び心身の保護のもと、いじめ問題克服への対策に取り組んでいく。

2 いじめ防止対策のための組織

(1) 児童指導委員会<未然防止・早期発見に向けて>

校長・教頭・教務主任・児童指導主任・学級担任・養護教諭・フルタイムティーチャー・教員助手・事務職員・町職員（調理員を除く）

*毎月の職員会議の場で開催し、児童に関する情報交換及び配慮すべき児童への支援・指導の方針を検討する。いじめの兆候が疑われるときは、随時開催する。

(2) いじめ対策委員会<いじめ認知時の早期解決に向けて>

校長・教頭・教務主任・児童指導主任・養護教諭・該当児童の担任

*必要に応じ、町教委指導主事・スクールカウンセラー・教育相談員・児童相談所職員等

*事実関係の把握と、町教委への連絡を行う。

*被害者児童への支援と、保護者への情報提供や支援を行う。

*いじめを行った児童への指導と、保護者への助言を行う。

*いじめが起きた集団への指導を行う。

*「重大な事態」と判断された場合は、町教委からの指示に従い、警察への相談・通報を行う。

3 いじめ防止のための具体的方策

(1) 未然防止に向けての対策

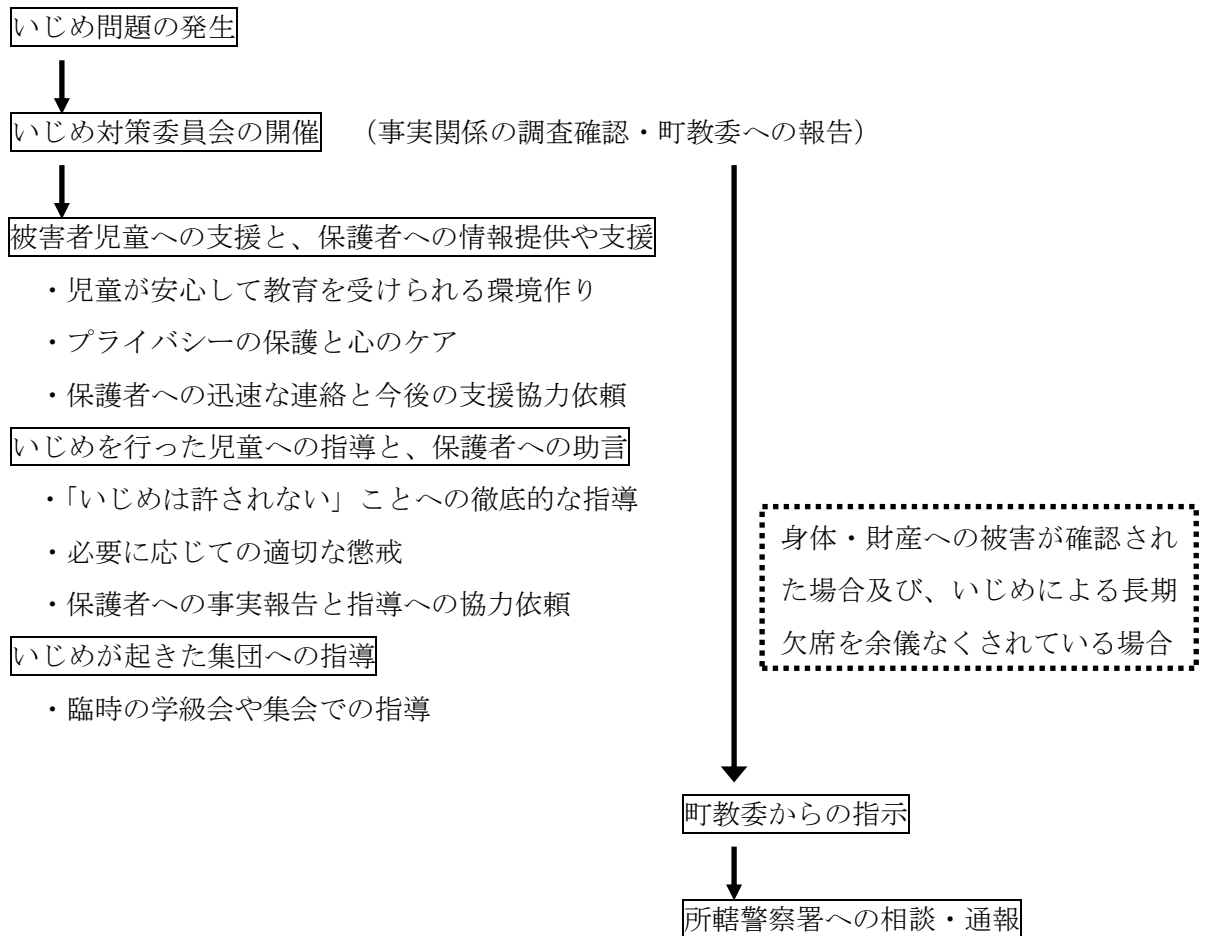
＜「自己有用感」を育て、「居場所づくり」「絆づくり」を働きかけるために＞

①	学業指導の充実を図る。	「わかる授業づくり」と「よりよい集団づくり」に取り組む。
②	学習訓練の一貫性を図る。	学習時の規律・ルールを再確認し、安心して授業を受けられる環境を整える。
③	教師の言動や態度を見直す。	児童に対する不適切な言動や差別的な態度により、児童をきずついたり、いじめを助長したりすることがないか、チェック表や研修会などを通しての自己診断を行う。
④	道徳の授業・学級活動で、計画的な指導を行う。	4月中旬・9月上旬を中心に計画的な指導を行い、「いじめはいけない」「なにがいじめなのか」といったことに対する理解を深めさせる。
⑤	学校行事・児童会活動の充実を図る。	「良好な友人関係」「信頼し合える集団づくり」「適切な社会性」を育むため、積極的に行事や縦割り班活動などに取り組みさせる。
⑥	教職員の資質の向上を図る。	外部講師等、専門家による講演・研修会などを開催し、いじめ問題への認識をより高めていく。
⑦	保護者への啓発及び連携を図る。	「学校だより」「学年だより」「ホームページ」などを通して情報提供を行ったり、学年懇談会・個人面談等を通して、保護者との連携を深めたりしていく。
⑧	ネットいじめの防止を図る。	携帯電話教室や情報教育を通して、SNS等の正しい利用方法を理解させる。

(2) 早期発見のための対策

①	日常における児童の変化を見逃さない。	児童の言動・日記の内容・友人との接し方など、児童の変化を注意深く観察していく。また、管理職等による校内巡視の際、環境や児童の言動に変化に十分気をつける。
②	教育相談の充実を図る。	学期ごとに、定期的に教育相談を行う。また、日頃より教職員に相談しやすい雰囲気を整える。
③	アンケートを実施する。	教育相談時にいじめに関するアンケートを行い、実態把握に努める。
④	情報交換により、問題を共有していく。	「児童指導委員会」などを通して、情報の共有化を図り、迅速に対応していく。
⑤	児童や保護者からの情報収集を行う。	日頃より、児童や保護者との信頼関係を築き、情報収集が早期に行われるようにする。

(3) 早期解決に向けての対応<組織としての対応>



(4) 収束後の対応

①	被害者児童、加害者児童の心のケアを行う。	支援体制を継続するとともに、よりよい「集団作り」「人間関係づくり」ができるように支援を行う。また、定期的に教育相談を行い、心のケアにあたる。
②	被害者児童、加害者児童の保護者との連絡を密に行う。	連絡を密に取ることで、保護者の不安の解消にあたる。

(5) 取組への見直し

- ・学期末に、「取組評価アンケート」を実施し、取組内容や取組方法の見直しを行う。